

# 週休2日モデル工事試行要領

平成30年6月1日制定

## 1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日モデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

- (1) 週休2日とは、1週間のうち、原則土曜日・日曜日の2日間および国民の祝日において現場閉所することをいう。
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、週休予定日の前後6日以内の振替休日を設定したうえで、週休予定日の前日までに監督員との協議により週休日を変更することができるものとする。この場合、4週間のうち8日間の休日を確保することとする。なお、雨天時等で現場閉所する場合においても、上記協議を行ったものについては、週休日とすることができる。
- (3) 現場閉所日数とは、対象期間内において、下請業者も含めて、1日を通して、現場事務所での内業を含むいずれの現地作業も実施していない日の合計とする。なお、現地作業には、資材納入や交通誘導、運搬等建設業に該当しないものは含まない。
- (4) 対象期間とは、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。
  - ア 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
  - イ 工場製作のみが行われている期間
  - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

## 3 対象工事

発注者が指定する工事とし、特記仕様書に「週休2日モデル工事」である旨を明示するものとする。

## 4 試行方法

- (1) 受注者は、工事着手までに、週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出すること。なお、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記すること。
- (2) 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置すること。費用については、現場環境改善費として計上する。
- (3) 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督職員に提出すること。
- (4) 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出すること。
- (5) 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

## 5 間接工事費の補正

週休2日が達成された場合には、変更契約時において、間接工事費率に、次のとおり補正係数を乗じることとする。

なお、週休2日の達成とは、対象期間の日数に2/7を乗じた日数以上の週休日を取得した場合をいう。

- (1) 共通仮設費 1.02
- (2) 現場管理費 1.04

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

